

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成21年9月16日付け答申第101号)

1 事案の概要

H20. 1. 16 異議申立人 熊本県情報公開条例（以下「条例」）に基づき、熊本県知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求。

○都市計画道路春日池上線整備工事に伴う特定者に対する用地買収金額の基礎となる1㎡単価の算定式一式並びに動産移転料の査定額一式及び仮移転額等（以下「本件請求文書」）

H20. 1. 30 実施機関 存否応答拒否による不開示決定（条例第10条適用）。

H20. 2. 14 異議申立人 本件不開示決定を不服として異議申立て。

H20. 2. 27 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問（諮問第142号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

実施機関が開示拒否をしたことには理由がなく、全面開示を求める。

自分は実施機関が提示した補償金額等を知り得る立場であったし、存否応答拒否には該当しない。

実施機関が算定した補償額は不当である。

(2) 実施機関

用地交渉の進捗状況及び補償内容は、これを公にすることにより、地権者との信頼関係を著しく損ない、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがある（条例第7条第6号イ該当）。

また、本件請求文書の存否を答えるだけで、用地交渉の進捗状況及び補償内容が明らかとなり、不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書の存否を明らかとしない不開示決定とした（条例第10条適用）。

3 審査会の判断

(1) 本件請求文書の存否を答えることにより、補償額を算定しているか否か（以下「補償額算定の有無」）及び用地交渉を行っているか否か（以下「用地交渉の有無」）が明らかとなる。

(2) 補償額算定の有無及び用地交渉の有無が明らかとなれば、地権者に実施機関に対する不信感が生まれ、そのことによって、実施機関が土地売買等に関する契約を締結することができなくなるなどのおそれがある。そして、このことは、当該工事の他の地権者及び他の道路工事等の地権者との用地交渉においても同様である。よって、これらを公にすることにより、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

(3) 以上のとおりであり、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第6号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の存否応答拒否を適用し、不開示決定とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 異議申立人が補償金額等を知り得る立場にあったとしても、そのことは、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

スもある。

このような場合、地域において、「ごねているのでは?」、「無理な要求をしているのでは?」といった地権者を誹謗中傷するような誤解や憶測が流れることがよくある。

そのような誤解や憶測は地権者にとって不愉快極まりないものであり、こうした状況にならぬよう、用地職員は細心の注意を払いながら用地交渉業務に従事している。仮に、県が、交渉過程で用地交渉の進捗状況及び補償内容を公にしたことにより、そのような風評が生まれ、拍車がかかったとすれば、たとえ情報開示と風評被害に因果関係があろうとなかろうと、被補償者の県に対する不信感が間違いなく生まれ、相互信頼関係を大きく損ねることとなってしまう。

本件請求文書は、都市計画道路春日池上線整備工事の事業用地となる土地の価格や、工事の施行に伴い支障となる建物等に対する補償に関する資料であり、このような情報の存否を答えることは、個々の用地交渉の進捗状況及び補償内容を公にすることにつながり、本県と地権者との信頼関係を大きく損なうおそれがある。

ましてや、今回の開示請求者は、補償額を特定して開示請求しており、このような文書の存否を答えることは、補償額が明らかになってしまうことから、地権者が県に不信感を抱き、地権者と県の相互信頼関係を大きく損ね、その後の地権者との用地交渉業務に多大な支障が生じることは明白である。

用地取得という事務の中心をなす用地交渉の最中に、当事者であり、かつ、当該事務を適正に遂行すべき責任を担う県が、たとえ僅かであってもリスクを背負うような選択をすることはあってはならない。

以上のとおり、用地交渉中に用地交渉の進捗状況及び補償内容を公にするという県の行為は、地権者との信頼関係を著しく損ない、県の当事者としての地位を不当に害し、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったため、条例第7条第6号イに該当する不開示情報と判断した。

もし仮に、交渉の過程であっても、その内容等が公にされることとなれば、今後、他の権利者、他の事業においても、県の用地買収交渉に対する抵抗感が生まれ、用地取得事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある。

2 条例第10条該当性（存否応答拒否）

本件請求文書の存否を答えることは、建物等調査の実施状況や、補償金の算定状況などの用地交渉の進捗状況及び補償内容を公にすることとなり、不開示情報を開示することとなるので、条例第10条に該当し、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定とした。

異議申立人は、熊本県提示補償金額等を知り得る立場であること等から、条例第10条の存否応答拒否には該当しないと主張するが、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 公共事業における用地取得について

(1) 用地取得事務

公共事業の施行に伴う用地取得事務は、実施機関が買収対象地の所有者等（以下「地権者」という。）や地元住民等を対象として事業計画に関する説明会を実施した後、地権者と個別交渉を行い、土地売買等に関する契約を締結するという形で行われている。

一般に、用地交渉とは、事業用地を取得するために地権者に対して行う、①事業概要説明 ②建物等の調査 ③補償内容の説明 ④補償額の提示及び買取申し出、など用地を取得するに当たって行われる様々な業務の中で、地権者と接触する行為をいう。

(2) 用地代金及び補償金の算定

用地代金及び補償金の算定に関しては、以下に記載する補償基準等（以下「補償基準等」という。）に基づき行っている。

- ① 「熊本県の土木工事の施行に伴う損失の補償基準」（昭和38年7月25日付け監第2073号）
- ② 「熊本県の土木工事の施行に伴う損失の補償基準の運用方針」（昭和38年7月25日付け監第2073号、平成20年2月12日付け用対第336号で「熊本県の土木工事の施行に伴う損失の補償基準細則」に改正）
- ③ 「損失補償基準標準書」（毎年度改訂）

次に、具体的な算定の方法についてである。

用地代金は、取得する事業用地の面積、形状等を調査し、近隣に存在する地価公示地等の標準地と当該事業用地を比準する等の補償基準等により算定されている。

補償金は、取得する事業用地に建物、工作物、動産或いは立竹木等の事業に支障となる物件が存在する場合、当該支障物件を移転等させる必要があるため、これらの個別調査を行い、補償基準等に基づき算定され

ている。

2 条例第7条第6号及び条例第10条の規定について

(1) 条例第7条第6号は、不開示情報として次のように規定している。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ～オ 略

同号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

(2) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

同条は、一定の場合に、実施機関が、行政文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めるものである。

3 条例第7条第6号イ該当性及び条例第10条適用の妥当性について

(1) 存否応答拒否の考え方について

実施機関は、本件開示請求に関して、条例第10条の規定（存否応答拒否）を適用して不開示決定としているので、まず、一般的な存否応答拒否の考え方について説明する。

通常、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定、部分開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するので、不開示であると答えると、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。また、当該行政文書について不存在による不開

示決定であると答えると、当該個人の病歴の不存在が明らかになってしまう。ある個人の病歴があるか否かは、個人情報であると考えられることから、当該行政文書の存否を答えることにより、個人情報という不開示情報を開示することとなる。

このような特定の者又は特定の事項を名指しした請求の場合などに、本規定は適用される。

(2) 本件における存否応答拒否適用について

本件において請求されている文書は、特定の用地代金1㎡単価の算定式及び特定の動産移転料額の項目別内訳等具体的な補償内容を記載するものとされている。

この請求に対して、実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、用地交渉の進捗状況及び補償内容が明らかとなり、そのことから、地権者との信頼関係が損なわれ、用地取得事務に関して、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号イに規定する不開示情報を開示することとなるという理由から、条例第10条に基づき存否応答拒否を行っている。

しかしながら、本件において、条例第10条に基づく存否応答拒否適用の妥当性を考えるに当たって、明らかとなるか否かを検討する必要があるものは、上記(1)で存否応答拒否の考え方を示したとおり、実施機関が主張する用地交渉の進捗状況及び補償内容ではなく、補償額を算定しているか否か(以下「補償額算定の有無」という。)及び用地交渉を行っているか否か(以下「用地交渉の有無」という。)である。

よって、以下の点について検討する。

① 本件請求文書の存否を答えるだけで、補償額算定の有無及び用地交渉の有無が明らかになるか否か。

② 補償額算定の有無及び用地交渉の有無は、公にすることにより、条例第7条第6号イに規定する不開示情報に該当するか否か。

なお、本件開示請求に係る補償額算定の有無及び用地交渉の有無は、県が行う用地取得業務に関する情報であり、条例第7条第6号前段に規定する県の機関等が行う事務又は事業に関する情報並びに同号イ前段に規定する契約及び交渉に関する事務に関するものに該当する。

(3) 補償額算定の有無について

① 本件請求文書の存否を答えるだけで、補償額算定の有無が明らかとなるか否かについて

本件請求文書は、特定の用地代金1㎡単価の算定式及び特定の動産移転料額の項目別内訳等具体的な補償内容を記載するものとされている。従って、このような文書の存否を答えることにより、補償額算定の有無が明らかとなると認められる。

- ② 補償額算定の有無は、公にすることにより、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものに該当するか否かについて

一般的に、不動産の売買については、当事者双方の信頼関係を基礎としてその契約が締結されるため、実施機関が事業用地として用地を取得する際も、地権者との信頼関係を築くことは、契約を締結する上で重要な要因と考えられる。

従って、補償額算定の有無を公にすることとなれば、地権者に実施機関に対する不信感が生まれ、そのことによって、実施機関と地権者との信頼関係が損なわれる可能性がある。

そして、このことは、当該工事に伴う一連の用地取得に係る他の地権者との用地交渉や他の道路工事等に伴う地権者との用地交渉においても同様である。

- ③ まとめ

以上のとおり、本件請求文書の存否を答えるだけで、補償額算定の有無を公にすることとなると認められ、補償額算定の有無は、それを公にすることにより、実施機関が土地売買等に関する契約を締結することができなくなるなどのおそれがあり、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるため、条例第7条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(4) 用地交渉の有無について

- ① 本件請求文書の存否を答えるだけで、用地交渉の有無が明らかとなるか否かについて

本件請求文書は、特定の用地代金1㎡単価の算定式及び特定の動産移転料額の項目別内訳等を記載内容とするものとされており、地権者と用地交渉を行い、土地及び建物等の調査を行うことによって算定又は作成される性質のものである。このような文書の存否を答えることにより、用地交渉の有無が明らかとなると認められる。

- ② 用地交渉の有無は、公にすることにより、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものに該当するか否かについて

地権者が不動産を売却する際の実施機関との信頼関係の重要性は、上記(3)②に記載のとおりである。

従って、用地交渉の有無を公にすることになれば、そのことによって、当該地権者が、地域において事業に反対している或いは補償内容に関して無理な要求をしている等の憶測や誤解が生まれることも考えられ、そのことによって、実施機関と地権者との信頼関係が損なわれる可能性がある。

そして、このことは、上記（３）②と同様に、当該工事に伴う一連の用地取得に係る他の地権者との用地交渉や他の道路工事等に伴う地権者との用地交渉においても同様である。

③ まとめ

以上のとおり、本件請求文書の存否を答えるだけで用地交渉の有無を公にすることとなると認められ、用地交渉の有無は、それを公にすることにより、実施機関が土地売買等に関する契約を締結することができなくなるなどのおそれがあり、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるため、条例第７条第６号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(５) 最終判断

以上(３)及び(４)で検討したとおり、本件請求文書は、その存否を答えることによって、条例第７条第６号イに規定する不開示情報を開示することとなると認められるため、実施機関が、条例第１０条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したことは妥当である。

４ 異議申立人の主張について

異議申立人は、第３の２（１）のとおり、熊本県提示補償金額等を知り得る立場であったし、地権者とは情報を共有していたので、条例第１０条の存否応答拒否には該当しない旨主張している。

しかしながら、条例に基づく開示請求権は、何人に対しても等しく認められているため、異議申立人がどのような立場にあったのかなどの個別の事情により開示・不開示の判断が変わるものではない。従って、異議申立人が補償金額等を知り得る立場にあったとしても、そのことは当審査会の判断に影響を与えるものではない。

また、異議申立人は、第３の２（２）～（４）のとおり、実施機関の補償の算定等に問題がある旨主張しているが、当審査会は、これらのことについて判断する立場にはない。

５ 結論

以上により、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 上拂 耕生
 委 員 大脇 成昭
 委 員 立山 淳子
 委 員 田中扶慈子

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月27日	・ 諮問（第142号）
平成20年3月26日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成20年4月21日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成21年3月17日	・ 審議
平成21年4月13日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成21年5月27日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成21年6月24日	・ 審議
平成21年7月22日	・ 審議
平成21年8月26日	・ 審議